

日本におけるSRHRの課題

－女性差別撤廃に向けた法的整備について－

林 陽子

(弁護士、元国連女性差別撤廃委員会委員長)

第一、はじめに——SRHR概念の広がり

本稿は、日本が批准している女性差別撤廃条約との関連において、日本のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ (SRHR) の課題を概観するものである。

SRHR概念の中核となっているリプロダクティブ・ライツとは、すべての個人・カップルが出産する子どもの数、時期を自由に決断できる権利を指す。これには安全な出産や妊娠中絶を含め、産科医療へアクセスする権利、適切な性教育を受ける権利のほか、FGM (女性性器切除) のような有害な慣習から保護される権利が含まれている。さらに1990年代以降、リプロダクティブ・ライツは「セクシュアル・ライツ」と併記して論じられるようになり、差別や強制を受けることなく性的な関係を持つことや、自分のセクシュアリティを自分で決定する権利なども含めてSRHRとして議論がなされるようになった。かつてはリプロダクティブ・ライツは「妊娠・出産に関する権利」と訳されていた時代があったが、現在では「性と生殖に関する健康／権利」または「女性の生涯にわたる健康／権利」という訳が定着している。

1960年代に、フェミニズムの運動はそれまでの「女性三権」(参政権、労働権、教育権)の獲得から次のステージに進み、第二波フェミニズムの時代を迎えた。「個人的なことは政治的なこと」のスローガンの下、「女性の身体」の問題を女性たちが語り出す時代が始まった。私は1970年代後半に学生時代を過ごしたが、ボストン女の健康集団が刊行した「か

らだ・私たち自身」(原題はOur Bodies, Ourselves)を友人たちと夢中になって読んだものである¹。

第二、女性差別撤廃条約

日本は1985年に国連の女性差別撤廃条約を批准した。同条約12条1項は、「締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。」と定める。また条約は総則規定として、締約国に対し、差別的な法令の撤廃と、あらゆる女性差別を禁止する法律の立法を義務付けている(2条)。

条約を批准した国は、原則として4年に1回、条約の実施状況の報告書を国連の女性差別撤廃委員会(CEDAW)に提出し、CEDAWからの勧告(総括所見と呼ばれる)を受けることになっている。過去数年、コロナ禍により国連の会議はスケジュール通り開催されていないので、日本からの報告書に関しては、2016年に出された第7回及び第8回報告書に対する総括所見がCEDAWからの勧告の直近のものである。また次回(おそらく2023年頃)に予定される第9回報告書審査に関しては、2021年にCEDAWより事前質問票が公表されている²。

以下で紹介するCEDAWからの勧告、指摘は、上述の総括所見に基づくものである。

CEDAWは世界中から選出された23名の委員により構成されており、委員の宗教的・文

化的な背景もさまざまであるため、中絶は委員会内でも極めてセンシティブな問題である。後述の米国最高裁判決が2022年6月に出された後、委員会は声明を出した³が、「中絶の権利」が女性の権利であるという表現はなされていない。中絶は女性の身体に関する自己決定権の問題であること、すべての中絶は非犯罪化されるべきであること、そしてレイプ、近親姦、妊婦の生命または身体への危険、胎児に重大な障害があるときには（非犯罪化するだけでは足りず、より積極的に）、中絶へのアクセスが保障されるべきである、とするWHO（世界保健機関）の立場を強調している。特に最後の点（胎児の障害条項）は、優生保護法の歴史がある日本においては、より慎重な検討が必要とされるであろう。さらに、CEDAWの声明は、国が中絶を認めず、女性に妊娠の継続・出産を強いることは、ジェンダーに基づく暴力であり、拷問にあたる場合もある、と述べていることが注目される。

第三. 女性差別撤廃委員会から日本への勧告

1. 刑法墮胎罪の廃止と安全な避妊へのアクセスの確保

以下ではCEDAWからの具体的な勧告の内容を見ていきたい。

日本は刑法に墮胎罪が存在し、母体保護法による一定の要件を満たした場合のみ中絶の違法性が阻却されるという法制度を持っている。「墮胎罪は存在するが実際にその罪で逮捕される女性などいない」と思っている人もいるかもしれないが、2020年の犯罪統計（警察庁）では4件の検挙件数が出ている。特に近年、ベトナム人技能実習生の女性が妊娠し、死産したり嬰兒を遺棄したことで墮胎罪を含む刑事罰に問われる事件が全国で頻発している⁴。CEDAWは日本政府に対し、「すべての場合に人工妊娠中絶を非犯罪化すること」を勧告している。さらに、母体保護法は中絶には妊娠した女性の配偶者の同意を求めているが、これを削除すること、胎児の重篤な障害を理由とする中絶には十分な情報に基づく妊婦の同意を確保することが勧告されている^{5, 6}。

WHOは妊娠中絶を必要不可欠な医療と位置づけ、2022年に更新されたガイドランでは、中絶に刑事罰を科さないこと（非犯罪化）、

妊娠週数による制限をしないこと、待機（再考）期間を設けてはならないこと、第三者（配偶者を含む）の承諾を不要とすることなどを勧告している⁷。2022年6月、米国最高裁が中絶の権利は連邦憲法上の権利ではないとして、これまでの判決を覆したことが世界に波紋を投げかけた。しかし日本では、刑法墮胎罪、母体保護法の問題点に切り込み、日本でも墮胎は罪なのだと伝える報道は非常に少なかった。SRHRについてメディアにいる人々のさらなる研鑽を求めたい。

中絶に関してはこのほか、手術法が世界標準の吸引法ではないこと（掻爬（そうは）法という危険な方法が採られている）、健康保険の適用がないため（例外的な場合を除く）負担が高額である、といった問題がある。

さらに、日本では緊急避妊薬（性行為後72時間以内に服用することで妊娠の可能性を低減できる薬）に保険適用がなく医師の処方箋が必要であること、経口中絶薬が承認されていないことなど、SRHRへのアクセスに他の先進国では見られない多くの制約が残されていることも課題である。

2. 旧優生保護法下での強制不妊手術の被害者への補償

日本では戦時中の1940年、ナチスの法律をモデルとした国民優生法ができ、「不良な遺伝子」を墮胎や不妊手術によって排除することが合法化された。この法律の精神は戦後も優生保護法（1948年成立）として存続し続けた。優生保護法は「不良な子孫の出生防止」と「母体の保護」という2つの目的を持つ法律であったが、障害者を「不良」であるとして不妊手術を強制する根拠を国に与えていた。この法律が1996年に廃止されるまでの間に、約2万5000人（政府が公表した数字）が強制不妊手術を受けたと言われている⁸。

1990年代半ば以降、北京女性会議（1995年）の余波を受ける中で、国内の女性障害者、市民団体が声をあげるようになり、1998年には国連の自由権規約人権委員会から最初の被害者の救済勧告が出た。2018年以降、強制不妊手術の被害者によって、国に賠償を求める訴訟の提起が相次ぎ、2022年8月現在、全国の7つの裁判所で合計25名の被害者が提訴中である。これまでに出了された6つの地裁判決

はすべて除斥期間（時効）を理由に請求が棄却されたが、2022年に入り、大阪高裁、東京高裁が相次いで地裁の判断を覆し、国に対して被害者に賠償（最大で1500万円）を命じる判決を出した。高裁判決は、国が人権を侵害する法律を制定しておきながら、除斥期間を理由に請求を退けることは著しく正義・公平の理念に反する、とした。国は2019年に旧優生保護法に基づく優生手術被害者に対し、320万円の一時金を支払う法律を成立させたが、受領した人は少なく、金額も不十分である⁹。今後は、2つの高裁判決を受けて政府による補償金の増額、被害者が実際に補償を受けられるような支援が必要である。CEDAWの総括所見は、優生保護法下での強制不妊手術に関して、加害者を起訴すること、すべての被害者に対し法的救済を与えること、補償およびリハビリテーションを提供するよう勧告している¹⁰。

3. 刑法改正

他人から強制を受けることなく自由な性的関係を結ぶことがセクシュアル・ライツの中核であり、性暴力の廃絶はSRHRの重要な中身である。

CEDAWは「女性に対する暴力」に関して、次のような極めて具体的な勧告を日本に対して行っている¹¹。

- (a) DV, 近親姦を犯罪類型として明示すること。
- (b) 強姦の定義を拡大し、性犯罪を非親告罪とすること。
- (c) 婚姻関係における強姦を明示的に犯罪とすること。性行為同意年齢以下の子どもに対する強姦罪の下限を引き上げること。
- (d) DVの緊急保護命令の発令手続を迅速化すること。
- (e) 移民を含むあらゆる女性が被害を申告できるようにすること。シェルターが利用可能であること。
- (f) 指導的立場にある職員に研修を実施し、女性に対する暴力のすべてが効果的に処罰されること。
- (g) DV法があらゆる形態の家族におけるすべての女性に対して適用されること。

この勧告が出された後、2017年に刑法の性

暴力犯罪の条項は110年ぶりに改正され、被害者が女性に限定されなくなり、行為態様にも肛門・口腔性交が加えられた。非親告罪（公訴提起に被害者の告訴を必要としない）化され、法定刑の下限が3年から5年になり、罪名も「強姦性交等罪」とされた。しかしながら、強姦性交の構成要件として「暴行・脅迫」または「抗拒不能」が必要とされることは変わりがなく、そのため2019年には性暴力事件に相次ぐ無罪判決（実父の娘に対する強姦性交事案を含む）が出された。これに対して女性たちの抗議のためのフラワー・デモが全国で組織された。性交同意年齢が13歳であること、強姦性交罪の時効が10年であることなどと併せ、残された法改正課題は多く、法制審議会で議論が進行中である。

4. 性教育

CEDAWからの勧告には、「SRHRについて、学校のカリキュラムに体系的に組み込まれるようにすること」という項目が盛り込まれている¹²。日本の学習指導要領は性教育を受精・出産という生殖の限られた場面のみを切り取って扱う傾向があり、性教育が始まる年齢も遅い。1998年以降、「歯止め規定」と呼ばれる制限条項が学習指導要領に加わり、出産について教える際に性交の詳細については教えないといった制限が設けられている。

包括的な性教育は、本来、性に関する自己決定を子どもたちが学び、性被害やハラスメント、性感染症から自分を守り、LGBTなど多様な性を学ぶ場であるはずである。早くから性教育の問題に取り組んできた教育者は、ユネスコの「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」を日本に紹介するなどの努力を続けている。性教育は性暴力被害をなくすためにも必須のものであり、自分も相手も尊重する人間関係の築き方を子どもたちが学校で学べる環境を作ることは急務である。

第四. そのほかの課題 — LGBTIへの差別禁止法

冒頭で述べたように、「セクシュアル・ヘルス/ライツ」には、暴力や強制を受けず、個人がいつ誰とどのような性的関係を持つか（あるいは持たないか）、自分の性をどのように認識するか（性自認）の自由が含まれてい

る。数多くの問題の中から、ここではLGBTIへの差別の問題と、包括的な差別禁止法について述べたい。

日本はG7のメンバー国の中で唯一、性的指向および性自認(SOGIE)に基づく差別を禁止する法律を持たない国である。2021年にLGBT差別禁止法の起草が超党派で議論されたが、自民党内で意見がまとまらず法案提出に至っていない。労働施策推進法が2020年に改正され、いわゆるパワーハラスメントが禁止されることになったが、この法律の守備範囲は労働の場に限られる。他方で、司法の分野では一定の前進があり、2021年3月、札幌地裁は同性婚を認めないことは憲法に違反する、との画期的な判断を示した¹³。

CEDAWから日本政府に関してLGBTに関する特定の法律の立法を求めた勧告はない。しかしLGBTを含む包括的な差別禁止法を制定することに関しては、繰り返し勧告がなされ、2016年の総括所見においても、女性が人生のすべての領域において、直接のおよび間接的差別から確実に保護されるよう、女性差別についての包括的な定義を採用するよう勧告を受けている¹⁴。

第五. まとめに代えて

日本において、女性が安心して子どもを産み、育てる社会の実現は、最重要かつ喫緊の政治課題である。政府は少子化対策基本法を制定し(2003年)、少子化に歯止めをかけようとしているが、効果が上がっていない。本稿で述べたとおり、日本では避妊用ピルや妊娠中絶には健康保険は原則適用されていないが(特定の病気治療目的であれば適用がある)、不妊治療(人工受精を含む)には公費での助成が始まることとなった。政府内には「少子化担当大臣」が置かれ、「こども家庭庁」の発足も決まった。しかし、少子化の原因は当然ながら身体的な不妊だけにあるのではない。内閣府による「人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」¹⁵によると、独身男女に独身でいる理由を尋ねると、最も多い回答は「結婚に縛られず自由でいたいから」であるが、40-69歳の男性の40%は「経済力がない、仕事が不安定」と回答し、同年齢の女性の35%は「名字が変わるのが嫌・面倒」と回答している(男性は6%) (いずれ

も複数回答を可としている)。これらの数字は、低賃金や夫婦別姓を認めない民法が「結婚」の大きな障害になっていること、ひいては出生率も上がらない根本原因であることを如実に示している。

日本におけるSRHRをより良いものとしていくためには、ジェンダー平等の視点に立った総合的な法・政策を進めることを再確認して本稿を終えたい。

- 1 SRHRをめぐる日本の女性運動がどのように活動を展開してきたかについては、菅野摂子「リプロダクティブ・ヘルス/ライツの成立と今日的課題」(国際ジェンダー学会誌16, 2019年)に詳しい。
- 2 CEDAWによる日本に対する総括所見(国連文書番号CEDAW/C/JPN/CO7-8)
- 3 Access to safe and legal abortion: Urgent call for United States to adhere to women's rights convention, UN committee | OHCHR
- 4 塚原久美ブログ・ベトナム人実習生の「墮胎容疑」問題について - リプロな日記 (hatenablog.com)
- 5 脚注2の総括所見パラグラフ39.
- 6 厚労省は平成8年9月25日付で事務次官通知(厚生省発見第122号)を発し、「暴行もしくは脅迫」による妊娠が人工妊娠中絶の合法化要件であることに関する次のように述べている「母体保護法第14条第1項第2号の『暴行若しくは脅迫』とは、必ずしも有形的な暴力行為による場合だけをいうものではないこと。ただし、本号に該当しない者が、この規定により安易に人工妊娠中絶を行うことないよう留意されたいこと。
- 7 WHO "Abortion Care Guideline" RHRリテラシー研究所(代表・塚原久美)による邦訳が公開されている(www.rhr-literacy-lab.net)。
- 8 厚労省「障害保健福祉関係主管課長会議資料」(平成31年3月7日)は、本人の同意によらない不妊手術は約1万6500件、同意のあるものうち遺伝性疾患等を理由とするものを含めれば約2万5000人としている。
- 9 優生保護法被害に関しては、訴訟の弁護団長をつとめている新里宏二弁護士による「社会を変えてきた弁護士の挑戦」(民事法研究会、2022年)284-307頁を参照。令和4年7月末現在、一時金を受領したのは男性279名、女性727名(厚労省発表)である。
- 10 注2の総括所見パラグラフ25.
- 11 注2の総括所見パラグラフ23.
- 12 注2の総括所見パラグラフ33(c)。
- 13 札幌地裁令和3年3月17日判決。判決は国家賠償については棄却した。
- 14 注2の総括所見パラグラフ11.
- 15 令和3年度 人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査報告書 | 内閣府男女共同参画局(gender.go.jp)